

# 事務事業の評価結果の審査について

## 答申書（別紙） 個別内容

①伊賀市ミュージアム青山讃頌舎	… P 1
②伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール	… P 2
③蓑虫庵	… P 3
④史跡芭蕉翁生家	… P 4
⑤岩倉峡公園キャンプ場	… P 5
⑥伊賀市体育施設（いがまちスポーツセンター）	… P 6
⑦伊賀市体育施設（大山田東グラウンド・東体育館）	… P 7
⑧伊賀市体育施設（上野運動公園野球場等）	… P 8
⑨伊賀市総合福祉会館	… P 9
⑩伊賀市盲人ホーム	… P 10
⑪西柘植地区市民センター	… P 11
⑫小田地区市民センター、島ヶ原会館	… P 12
⑬赤井家住宅	… P 13
⑭史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、史跡城之越遺跡	… P 14
⑮伊賀市放課後児童クラブ	… P 15
⑯伊賀市資源循環型農業推進施設（菜の舎）	… P 16
⑰青山ハーモニー・フォレスト	… P 17
⑱伊賀市集会施設（阿保西部集会施設）	… P 18
⑲だんじり会館	… P 19
⑳阿山交流促進施設	… P 20
㉑伊賀焼伝統産業会館	… P 21
㉒シルバーワークプラザ	… P 22

2023（令和5）年12月27日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会

※個別論点ごとの意見は「対応方針等に対する意見」欄に記載し、審査結果の概観や結論は、「総括」欄に記載しています。

※個別論点に対する意見を記載していないものは、委員会として特に異論は無く、速やかに進めていただきたいものです。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会	
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見		
個別論点	指定管理者制度の導入目的	伊賀市文化都市協会が担えない業務があるなら指定管理を受けざるべきではない。指定管理者からの再委託は避けるべき。	1年の半分は伊賀市文化都市協会が主体となり、伊賀市ゆかりの作家の企画展を企画・開催している。 しかし、種月明作品の企画展の開催や学芸業務を行う上では、種月明とその作品についての知見が必要で、その知見を有しているのが、現在の学芸員である。そのため、現状、種月明作品の企画展を行うためには、現在の学芸員を伊賀市文化都市協会の職員として採用しない限り、委託等は必要になる。ただし、指定管理期間内の期間採用となるため、指定管理者内での検討が必要。	令和7年度末		
	決算内容	決算書はセグメント別に作成すべきであり、指定管理料と自主事業の経費を明確に分けるべき。	市全体での制度の見直しを踏まえて対応する。 なお、実績報告資料には添付していませんが、指定管理業者は施設管理経費と自主事業(指定管理事業経費)を分けた収支計算資料を作成しているものの、指定管理料がどの科目に充当されているかわかるものになっていないため、指定管理料と入館料等其他収入が、施設管理経費と指定管理事業経費、その他自主事業経費にどのように充当されているか明記するよう、必要な改善を求めていくこととする。	令和5年度末		
	公募内容・選定方法・公募結果	伊賀市文化都市協会が担えない業務があるなら公募により指定管理者を選定すべき。	種月明作品の企画展の開催や学芸業務を行う上では、種月明とその作品についての知見が必要だが、その知見を有しているのが、現在の学芸員となる。そのため、現状、種月明作品の企画展を行うためには、指定管理者が代わっても、その知見の活用は必要と考える。 今後、美術博物館の建設に向け、市として美術関係の学芸員の採用を検討していることから、その知見を引き継いでいくよう努めることとする。	令和7年度末	<ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員の確保も急務であり、指定管理期間中であっても現在の学芸員から、その知見をしっかり受け継いでほしい。</li> <li>単なる資料館にならないよう、他の作品を展示するにあたって、展示作品を説明でき、市民に寄り添えるような学芸員の育成をしっかりと行ってほしい。子ども達が学芸員と触れ合えるような施設であるとよい。</li> </ul>	
	まとめ	美術作品の譲渡基準は客観的で合理的であるべきであり、専門家委員で審査する仕組みを整備すべきである。	作品の寄附については「伊賀市公有財産管理規則」により手続きをしており、採納基準については、当課では内規として「美術作品の寄附・採納にかかる基準」を定めている。 今後、美術博物館の検討が具体化した際には、収集方針を定めた上、研究者や関係機関等と連携してその価値を評価し、専門家委員の審査を受けるなどの仕組みづくりを検討していく。	美術博物館の検討が具体化した時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄贈者の意志よりも市民の文化振興への貢献が重要であり、どの制度(基準)をもって寄贈を受けるのか将来の対応方針を考慮する必要がある。</li> <li>採納基準が担当課の内規で判断するのは恣意的になる可能性がある。美術博物館計画の具体化までには、出来るだけ早めに検討した方がよい。</li> </ul>	
					【その他附帯意見】	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>市民サービスの中で市民が文化振興、文化的な視点を高めていくためには、全庁的に取り組むべきである。</li> <li>市民の減少と税収の減少の中で、美術館の建設計画に対する持続可能性の不安がある。資産の管理だけでは負債になるため、収益化などの視点を持って活用法を考えるべきである。</li> <li>「伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の解釈によって問題が生じているため、関係部局は条例の改定を検討すべきである。現在の条文では、公募が必要であり、団体が申請する必要がある。一方で第5条では申請が免除されることも示されている。したがって、公募が行われる場合と申請が免除される場合から指定管理者を選ぶ必要があると言える。実際に、この運用が行われていないのであれば改める必要がある。</li> <li>専門家チーム報告書中「⑨モニタリング手法」の指摘については、指定管理者別に考えるのではなく、市の方針を先に決めた方がよい。</li> </ul>	
	②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設としての設置目的と対応方針の内容について</li> <li>市の直営による業務委託等、別手法での管理・運営について</li> <li>モニタリングの在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理期間の来期は直営も含めて、管理の在り方を見直されたい。</li> <li>市として種月明作品の知見を持っていないことから、市有財産として価値を判断できるよう学芸員の育成等も含めて対応されたい。</li> <li>市有財産・資産の増加は、その管理に人件費も含めた多くの費用が必要となる。従って寄贈であっても、その財産・資産をどのように活用し、収益を上げるかという視点でも考える必要がある。収益性を考えない指定管理施設は、その運用に行き詰まることになる。</li> <li>指定管理者制度を考えるうえでモニタリング、決算の在り方などルールの見直しは必要である。条例自体も運用と条文に齟齬があるため、今後検討されたい。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会	
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
	公募内容・選定方法・公募結果	非公募は問題であり公募すべき。	公益財団法人伊賀市文化都市協会(市出捐金1億円)の設立経緯も踏まえ、指定管理者制度のあり方や手法について全庁的な方針が示された上で検討する。	次回選定まで	・指定管理者制度は公募を前提とした制度であり、5条は例外規定であることから公募すべきである。その上で伊賀市文化都市協会が優れているから指定するのであれば理解できる。	
	公募内容・選定方法・公募結果	伊賀市文化都市協会から外部委託している業務は指定管理から切り離すことは可能ではないか。	舞台機構の操作など専門業者への外部委託については、施設状況や年間多数実施するイベント内容を熟知していないと業者との調整や対応が困難である。コストに関しても、伊賀市の発注基準に準じて外部委託されている。			
	決算内容	決算書では施設や事業毎の収入とコストを把握し、施設ごとに予算対比を行い事業評価を行うべき。法人管理費にまとめてしまうと正確な評価ができないため、改善を求める。	指定管理者制度のあり方や手法について、全庁的な方針が示された上で対応する。また、予算対比が可能となるよう、施設毎にコスト把握できるように改善を求めていく。	次回選定まで		
	まとめ	青山ホールの設置条例には名張市民の文化芸術の記述があり、文化都市協会が青山ホールの設置趣旨、目的に沿った活動を行えるか疑問がある。また3館をまとめて指定管理者とする前提がどこにあるのか整理されたい。	青山ホールは、整備当時(旧青山町:平成6年7月)、伊賀地区広域市町村圏事務組合(現在は解散)で策定した「伊賀地区ふるさと市町村圏計画」における広域的な事業に位置付けるなど、圏域住民が利用できる施設として位置付けていた。合併後も当初の設置目的を引継ぎ、「伊賀市及び名張市(以下「伊賀地域」という。)の住民の文化、芸術及び生涯学習の向上と地域活性化に資するため」としており、現指定管理者においても設置目的を理解し、対応できていると考える。 また、3ホールを合わせて指定管理者として選定していることについては、スケールメリット、ホール規模等の特色に応じた自主事業の展開を可能とするためであるが、あやま文化センターが令和5年度末で閉館予定のため、次回選定時には考え方など整理し直す。	次回選定まで	・施設の設置目的では、名張市民の文化・芸術及び生涯学習の向上についても規定されているが、名張や伊賀にこだわりのではなく、広い地域から集客し有効に使えるようにしてほしい。	
						<b>【その他附帯意見】</b> ・指定管理者の報告書の書きぶりにばらつきがあり、チェック機能が十分に働いているのか疑問である。また、モニタリングの5段階評価基準についても、その精度が心配である。見落としが重要な案件につながる可能性もあるため、しっかりとした対応をお願いしたい。 ・人口減少の中で、類似施設を見直すべきである。 ・これらの施設は、伊賀市の文化政策を実現するための基幹施設であり、社会的包摂を担う施設である。市民からの問い合わせがないからといって広報を怠るべきではなく、政策目的にあった広報を実施してほしい。 ・伊賀市文化都市協会は文化芸術振興の役割を果たしている。市が外部団体に任せきりになると、政策展開が難しくなるため、専門的な文化振興、芸術振興に見識のある市職員を育てなくてはいけない。
②諮問時の視点(事務局)					④総括	
・「非公募は問題であり公募すべき」という指摘事項とその対応について ・施設ごとの事業評価や法人管理費等を施設ごとに管理すべきという指摘事項とその対応について ・3ホールを合わせて制度導入していることについて ・青山ホールが名張市民も対象とした芸術振興を目的としていることについて。					・指定管理者制度の趣旨からすると、市は施設の設置目的に見合った求める内容を明確に記した仕様書を提示したうえで、指定管理者を公募すべきである。伊賀市文化都市協会ではなくてはいけない理由の説明のためにも公募で実施されたい。 ・指定管理期間の来期には、市の文化政策を踏まえた施設の役割を再定義し、設置目的や仕様書の内容を見直されたい。また、政策により実効性を持たせるためにも行政内部で文化振興、芸術振興の専門人材の育成に取り組まされたい。	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	決算内容	指定管理の事業と自主事業を決算書類できちんと分けて把握する必要がある。	指定管理事業報告において、自主事業と区分したものの提出を求める。	令和5年度末まで	・市が指定管理者に求める事業内容を仕様書に明文化すること。そうしなければ、安価なところが選定され、業務が開始された後に専門性が不足し、市が求めている成果を達成できないといった問題が発生する可能性がある。
	指定管理者制度の導入目的	指定管理施設管理と自主事業について切り離して考える必要があるのではないか。	指定管理施設の施設管理と自主事業を切り離すことについて検討する。	次回選定まで	
	公募内容・選定方法・公募結果	指定管理の制度において、公募のうえ現在の指定管理者が選考されるのであれば問題はないが、現在の非公募ということは改める意識が必要である。	全庁的な方針が示された上で検討する。	次回選定まで	・現在の指定管理者と他の文化振興団体のどちらが適しているかという議論も存在すると思うので、公募すべきである。 ・指定管理ですべてを任せてしまうのではなく、維持管理は行政が直営で行い、運営は公共的団体が実施する形も考えられる。
	モニタリング内容	広く市民に使うて貰えるように様々な周知方法を考えるべきではないか。	様々な周知方法を検討するよう、指定管理者に改めて指示する。	令和5年度末まで	・行政も施設を積極的に利用し、口コミが広がるような仕組みを作ればよい。行政自らが活用する方針を庁内に打ち出してほしい。
	まとめ	芭蕉翁顕彰会全体の決算書類を把握する必要があり、毎年確認することが必要である。	芭蕉翁顕彰会の理事会等に出席し、決算書類を把握している。	済	
					<b>【その他附帯意見】</b> ・全国には文化財の活用事例がある。例えば蓑虫庵で宿泊が出来れば、芭蕉の生活が体現でき、ひいては持続可能な施設運営にもつながってくる。庁内で横連携して工夫することが大切である。 ・商業的な取組みが、現在の指定管理者で実施できるのか今後の検討課題にしてほしい。
	②諮問時の視点(事務局)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非公募は改めるべき」という指摘事項とその対応について</li> <li>・施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の趣旨からすると、市は施設の設置目的に見合った求める内容を明確に記した仕様書を提示したうえで、指定管理者を公募すべきである。芭蕉翁顕彰会でなくてはいけない理由の説明のためにも公募で実施されたい。</li> <li>・芭蕉翁顕彰及び持続可能な施設運営につながる活用方法を庁内の横連携により取り組まれたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	決算内容	決算書類は指定管理事業と自主事業は分けるべきである。	指定管理事業報告において、自主事業と区分したものの提出を求める。	令和5年度末まで	
	管理業務内容・自主事業内容	来場者を増やす創意工夫について、指定管理者としてどこまでできているのか改めて確認が必要。	団体のノウハウを活かした自主事業や地域イベントとの連携など、他団体と連携、協力して来場者を増やす工夫をされているが、改めて確認する。	随時	・新しい使い方、創意工夫で多少なりとも収益を上げることが、本来の指定管理者制度であると考え。おそらく芭蕉翁顕彰会ではその方向に向いていないと見受けられるので、今後の在り方を検討してほしい。
	モニタリング内容	仕様書で求めたことが報告書として事業者から報告がある。その内容に基づいてモニタリングをしっかり行う、これを徹底していただきたい。	仕様書で求めたことについて、事業者から報告を受け、モニタリングを行うことを徹底する。	次回モニタリング時	
					【その他附帯意見】 ・施設を維持しながら、芭蕉さん関連の歴史、資源をどう活用していくかについて、地域を巻き込みながら、コストをかけずに資産を引き継げるよう知恵を出し合い、指定管理者制度に臨んでほしい。 ・芭蕉翁生家や蓑虫庵は、市民が気軽に参加できるイベントは無く、イメージとしては、伊賀市文化都市協会が運営している赤井家住宅や入交家住宅の方は参加しやすいイベントが開催されている印象である。施設の設置目的からして、事業内容が相応しいのか検討してほしい。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公募としていることについて</li> <li>・施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理期限が切れる時を目途に、芭蕉関連施設の一体化や文化施設の統合を検討されたい。</li> <li>・文化的な価値だけでなく、観光誘客や若者の利用促進、地域振興にも目を向ける必要がある。</li> <li>・現在の選定方法についても再検討されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	決算内容	決算書では、指定管理料の分、自主事業分で収支を分けて作成すべき。	既に指定管理料分・自主事業分の収支を分けた決算書となっているが、記載が分かりにくいいため改善するよう指定管理者に指導する。 ただ、決算書の様式については全庁統一した様式を用いるべきだと思われるので、全庁的に検討すべき事項である。	R6. 3月末	
	管理業務内容・自主事業内容	伊賀市文化都市協会が作成した施設ホームページの内容が分かりにくいため先進事例を参考として改善を指示すべき。	指定管理者に対して改善を要求する。包括協定において、空き状況だけでもWeb上で確認できることを盛り込むか検討する。	R6. 3月末	・キャンプを予約する段階で、自身のイメージにマッチしているかが大事だと思う。青山ハーモニーフォレストは意外にイメージがしやすい部分が多く、YouTubeにもアップされているし、キャンプしている様子がSNSにもあがっている。一方、この施設は、伊賀市文化都市協会のホームページと、少ない口コミが頼りである。オンライン上で予約できない時点で選ばれないのではないかと。せめて広報写真だけでも充実させたい。
	まとめ	モニタリングシートには、出資団体であっても団体の毎年の財務諸表を含めるべきであり、内容を十分に精査する必要がある。	出資団体の財務諸表の取扱いについては、モニタリングシートの改善も含め全庁的に検討すべき事項である。	R6. 3月末	
					【その他附帯意見】 ・伊賀の厳しい寒さでしか体験できないキャンプも売りに出来ると考える。 ・アウトドアブームのためテント持ち込み、自分の好きなグッズをもってというスタイルが基本となっている。ただ公の施設のため、制約もあるが、工夫をすれば利用が増えると考えられる。 ・ある程度アウトドアが好きな人と取組んだほうがよい。流行っているテントサウナを取り入れるなどアンテナが敏感な方が流行ると考える。公募の広報活動のようなものも行ったほうがよい。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化への取り組みについて</li> <li>施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の公募では1者の応募しかなかったため、今回は複数者の応募を目指されたい。</li> <li>施設のイメージのわかりにくさや、利用申請のしづらさについては、指定管理者に改善を促されたい。</li> <li>アウトドアキャンプ専門家の知見を積極的に活用することを仕様書でも求められたい。</li> <li>より多くの人に利用してもらうために、集客PRを工夫されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	積算根拠	予約システムについて計画的に導入を検討するべきではないか。	デジタル自治推進局が中心となり、全庁的な予約システムの導入に向けた準備を行っている。そこに参画したいと考えている。なお、所管施設は全て指定管理者により管理しているため、利用料金の収納などの運用方法についても研究したい。	デジタル自治推進局の方向性が決まり次第早速	・指定管理者が変わるごとにシステムが変わっては使いづらいため共通したUI(ユーザーインターフェース)が望ましい。 ・一人で練習したい、ただ全面借りるほどじゃないという場合もあるので、部分的な利用に対応可能なシステムを採用することはスポーツ振興という意味で良い。
	公募内容・選定方法・公募結果	5条適用はあくまで例外という理解のもと事業者が新規参入を見込めるように公募されたい。	全庁的な方針が示された上で検討対応する。 なお、受託者には単に施設管理ばかりでなく健康増進やスポーツ実施率の向上などのインセンティブが図られる仕組み、また施設管理とスポーツ関連事業の考え方について研究することが必要で、次回選定時にはこのようなことも考慮し、新規事業者も参入できるような仕様を見直したい。	次回選定まで	
	公募内容・選定方法・公募結果	管理運営者の公募について、過去に応募がなかったのであれば、新規参入を促すような仕様に改善を検討すべきではないか。	受託者には単に施設管理ばかりでなく健康増進やスポーツ実施率の向上などのインセンティブが図られる仕組み、また施設管理とスポーツ関連事業の考え方について研究することが必要で、次回選定時にはこのようなことも考慮し、新規事業者も参入できるような仕様を見直したい。	次回選定まで	
					【その他附帯意見】 ・旧伊賀町の方が主に利用しているように見受けられるが、施設の特化やPRだけでは利用者は増えない可能性がある。 ・地域の民間企業との連携やネーミングライツの導入など新たな視点で調整が必要である。圧倒的に経費が多く、収入を上げる必要があるためダメもとでも調整を試みるべきである。 ・体育施設をまとめて指定管理施設とされているが、この施設は、テニスコートに特化して単独の指定管理施設とするのか、他の体育施設と集約してスケールメリットの効果を狙う方向なのか、明確にする必要がある。なぜこの施設だけが単独で指定管理施設となっているのか説明が必要である。 ・集約した中で専門性が薄れるよりは、それぞれの独自の専門性をもったところに指定管理を委任した方が市民の選択の幅、スポーツへの関心、技術向上が図られると考える。 ・ゲートボール場が地形の問題等で災害の影響を受けやすいのであれば、改修もしくは施設の一本化も必要だと考える。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
・施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について					<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に「新規事業者も参入できるような仕様に見直したい」とあるように、この方向は委員の総意として納得であり実施されたい。</li> <li>・施設管理だけでなく健康増進やスポーツ実施率向上等のインセンティブが図られる仕組み、また施設管理とスポーツ関連事業の考え方について研究されたい。</li> <li>・全市的に利用を上げるには、例えば周辺事業者への働きかけなど、収益アップにつながるよう動くべきである。</li> <li>・単体で指定管理に出していることについて、説明ができるようになる必要がある。説明ができない場合は、他の施設と一体化して募集することを検討されたい。</li> <li>・指定管理事業者が変わる度に予約システムが変更されることは、利用者の混乱を招く恐れがあるため、共通したUI(ユーザーインターフェース)を備えたシステム導入を検討されたい。また、様々な利用者のニーズに対応した予約システムの採用が望ましい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	まとめ	公共施設総合マネジメントの方針に従い、計画通りに指定管理を廃止する方向で進めていただきたい。	廃止の方向に向けて、阿波地区住民自治協議会と協議を継続して行う。廃止後は、普通財産となるので市の財産処分の基準に基づき実施していくこととなり、その一つとして民間提案についても選択肢の一つとなる。	令和6年度初旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元での管理が望ましいが、コストの問題から地元では実現できない場合、地域の活用以外の目的で検討する余地もある。</li> <li>・大山田東グラウンドにはヘリポートマークが存在するが、廃止の方向性で検討する場合、その役割や必要性について精査が必要である。</li> <li>・ヘリポートを残す条件がある場合、民間としては利用しにくい施設となる可能性があるため、民間活用の考え方を精査すべきである。</li> </ul>
					【その他附帯意見】
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止後の対応方針について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・管財部門との調整を迅速に進め、民間への譲渡やヘリポート機能の扱いについて検討し、地元への説明を含めた方向性を示されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	積算根拠	現在の指定管理先団体から見積りをもらうだけでは不十分なので、複数から徴収する必要がある。	複数の指定管理団体から聴取すること困難であるため、全庁的な方針が示された上で検討対応する。	次回選定まで	
	公募内容・選定方法・公募結果	非公募の例外が原則となってしまうのはよくないため、公募を検討すべき。	受託者には単に施設管理ばかりでなく健康増進やスポーツ実施率の向上などのインセンティブが図られるしくみ、また施設管理とスポーツ関連事業の考え方について研究することが必要で、次回選定時にはこのようなことも考慮し、新規事業者も参加できるような仕様を見直したい。	次回選定まで	・非公募では馴れ合いになっていないかという懸念が出てくるため、非公募でなく、市内外の組織団体も含めて応募できるような仕様書を提示して次回選定に臨むこと。
	管理業務内容・自主事業内容	文化都市協会にはホール運営のノウハウもあるはずなので、施設受付のDX化などすくでも検討をするべきではないか。	デジタル自治推進局が中心となり、全庁的な予約システムの導入に向けた準備を行っているので、そこに参画したいと考えている。なお、所管施設は全て指定管理者により管理しているので、利用料金の収納などの運用方法についても研究したい。	次回選定まで	・施設予約のデジタル化を進める際には、効率化だけでなく外国籍の利用者やお年寄り、スマホを利用しない方など、誰もが利用しやすい環境を整えることが重要であるため、多様なニーズに対応し取りこぼしがないようにされたい。
	管理業務内容・自主事業内容	利用者アンケートを活用するなどして、ユーザーとの距離詰め対策が必要ではないか。	ユーザーとの距離を詰めるための対策が必要であるため、指定管理仕様書に利用者アンケートの実施について定義し履行させる。	次回選定まで	
					【その他附帯意見】 ・指定管理者制度を通じてスポーツ団体の活動や施設管理と自主事業の関係性を解決するだけでなく、より広い視野でスポーツ振興計画を基に関係団体と協議することが重要と考える。 ・スポーツ振興計画の目標達成を考える際には、施設に求められることや全体的な視点を持ち、受け身の姿勢ではなく、スポーツ振興課と関係団体との別途協議を行い、全庁的な方針を決めるべきである。指定管理者制度がスポーツ振興の手法の一つであることを考慮されたい。 ・他に担ってくれる団体がいないからといって伊賀市文化都市協会に業務を託し続けることは望ましくないと考える。この状況を改善するためには第三者の評価機関の設置が必要であり、行政が積極的に取り組むべきである。
	②諮問時の視点(事務局)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料見積書の徴収について</li> <li>デジタル化への取り組みについて</li> <li>施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度の趣旨である民間の知見を活用し、多くの市民がより快適に施設を利用できるようにすることが望ましい。</li> <li>市は施設の設置目的に見合った求める内容を明確に記した仕様書を提示したうえで、指定管理者を公募されたい。</li> <li>指定管理期間が令和6年度末であるため早急に仕様書を確定されたい。</li> <li>指定管理期限が切れる時を目途に、他のスポーツ施設との一体化を検討されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
今後の方向性	社会福祉協議会は歴史のある団体であり公共的事業の担い手になっているが、事業内容が肥大化していると言える。様々な事業者が成熟してきた今日では、多くの事業を社会福祉協議会に任せておいてよいのか、指定管理者制度を切り口に、委託料・補助金を含めて全体的に精査すべきである。	市では地域福祉計画にかかげる伊賀市流地域共生社会の実現のため、「地域福祉コーディネーター」の配置とその活動を中心とした各事業、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業等について社会福祉協議会に委託しています。人口減少にともない支え合いの基盤・つながりが希薄化するなか、「住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしたい」「いくつになっても自分らしく生きていきたい」という市民の願いに応えるため、持続可能な地域づくりのためにこれらの事業は必要不可欠と考えます。様々な事業者が成熟してきた今日でも、横断的で伴走型支援が必要とされるこれらの分野の事業について地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、これまでのノウハウの蓄積のある社会福祉協議会に委託するのは妥当であると考えます。補助金については昨年度の行政事務事業評価審査委員会の答申を受け、見直しに取り組んでいます。	R6年度中	社会福祉協議会でしか担えない事業、他の福祉団体や地域組織でも担える事業、公益事業、収益事業の視点で、現在の社会福祉協議会の事業を整理し、「ありき」と指摘されないよう説明責任を果たす必要がある。	
管理業務内容・自主事業内容	施設の設置目的として、地域共生社会の実現と勤労者福祉の増進を掲げているが、実績報告ではその目的に沿った活動がされているのか不明確であるため実績報告書の作成方法も含め改善すべきではないか。	実績報告書の内容を精査し、設置目的に沿った活動がなされているか把握できるよう改善を図ります。	今年度中 (R5年度中)		
公募内容・選定方法・公募結果	非公募であることから社会福祉協議会が指定管理者として適切なのか疑問が残る。公募したうえで社会福祉協議会を選定することなら理解できるが、検討が必要ではないか。	これまで当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び勤労者福利の増進を図るという目的を効果的かつ効率的に達成するために社会福祉協議会を選定してきたことについては、妥当なものと考えます。今後の選定においては公募の実施も含め検討いたします。	次回選定手続き開始時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀市社会福祉協議会の実施内容が福祉寄りであり、営利目的を度外視していると思われられる。一方で、指定管理者制度は民間のノウハウを活かして行政だけでは実施できない事業を行うための制度である。伊賀市社会福祉協議会の取り組みに対する理解はあるものの、最適選択肢は何かを考える必要がある。</li> <li>他の社会福祉事業者も育ってきて、民間委託も考えられるといった場合には、緩やかに移行していくという選択肢も考えられる。</li> <li>伊賀市社会福祉協議会が担っている内容は充分納得できるが、公募すればもっと良いアイデアが出てくることも否定できないため、今後は公募を考えられたい。</li> <li>今までの実績、ノウハウ、地域のつながりが重要な施設の場合は、それらも評価の項目に入れることを検討すればよいと考える。プレゼン力や、組織力だけを評価することではない。すべて加味された公募の結果として伊賀市社会福祉協議会が選定されたのであれば納得感がある。</li> </ul>	
積算根拠	利用料収入は減免せずに徴収すべきではないか。	指定管理者制度を導入している他の施設、類似施設の状況もふまえ減免の運用が妥当かどうか検討します。	R6年度中	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免の基準が曖昧である。団体によって減免されたり、されなかったりという声を聞いている。誰が見ても分かるように公表すること。</li> <li>利用者の目線では無料で使用できることはありがたいが、個人の趣味ともいえる活動への減免など、これは精査の必要があると思う。福祉的な利用をされている団体についても全く無料にするのではなく、どうしても施設利用に際し、必要な光熱費や施設の維持管理経費があるので、少しは受益者負担を求めても良いと考える。</li> </ul>	
積算根拠	目的外使用料を頂いているとはいえ、社会福祉協議会が事業実施のために使っている部分の光熱水費まで指定管理料で負担すべきなのか。	利用実績に基づき社会福祉協議会が適切に光熱水費を負担するよう協議を行います	R6年度中	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的外使用料は許可面積の按分率で半期ごとに請求しているとのことであるが、専門家チームからは、伊賀市社会福祉協議会には請求していないと指摘されているので、適切に対応されたい。</li> </ul>	
<b>【その他附帯意見】</b>					
②諮問時の視点(事務局)				④総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公募することについて指摘事項とその対応について</li> <li>利用料収入の減免へに対する指摘事項とその対応について</li> <li>光熱費の指定管理料での負担と検討期限について</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀市社会福祉協議会が実績や地域のつながりを持ち、福祉において優れた活動を行っていることは認められるが、収益性を求める指定管理者制度は福祉分野にはそぐわないため、政策目的に重点を置き、管理運営手法から再検討されたい。</li> <li>伊賀市社会福祉協議会の取組みは理解できるが、指定管理者制度を適用するならば公募すべきである。また、選定の際には、実績やノウハウ、地域のつながりを加味するなど、プレゼン力や組織力だけで評価しないような評価基準が必要である。</li> <li>利用者の目線では無料利用はありがたいが、施設として維持存続していくためには、受益者負担を求めることも検討されたい。その上で、減免は適切に行われる必要があり、減免基準は明確にされたい。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
決算内容	社会事業協会全体の決算書を徴収し、指定管理事業、自主事業、法人独自の事業のそれぞれの内容を精査すべきではないか。	ご指摘の通り、指定管理で実施している業務内容・実績を事業ごとに把握し、運営状況の精査をすべきと考えるため、今後は指定管理事業、自主事業について、決算書や実績の報告を求めていきます。(法人が独自で実施している各事業は除く)	令和5年度実績より		
施設の目的	技術指導を受け、最終的には自立していただくための施設であるはずが、H26年度からその目的に合っていない。技術者も施設利用者の1人でありながら、社会事業協会の職員として給与を得ながら技術指導を受けていることに課題があるので改善するべきではないか。	ご指摘の内容について、盲人ホーム本来の設置目的と運営状況の整理、検証を行い、今後の見通しや事業計画、職員配置等、市の方向性も含めて法人と協議を行います。	指定管理期間中(令和7年度末までに)	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀市内でも盲学校で技術を身に着けた方が多くいる中で、本来ならそういった方が、この施設を活用して自立につながっているということが望まれるが、1名の方の雇用が継続している。この辺りの数字を把握していないとニーズの有無は判断できない。</li> <li>設置時のニーズと現状は異なる可能性があり、国県の補助金があるからといって無条件で継続すべきではないと考える。</li> <li>盲人ホームとしてのニーズは利用者が一人しかいないという現状が答えなのだろう。ただ、この施設が不要だと言いたいのではなく、視覚障がい者に限定した施設である必要はないと考える。例えば、他の障がいなどにより就業時にお困りの方はいると思う。その方をこの施設で救えるのであれば、それが今、この施設がある意義になるのではないか。一人よりもっと多くの方が救える方が良い。そう考えた時に、この設置目的から変えていく必要がある。</li> <li>施設の現況を照らして考えれば、この施設は公の施設として不要と判断せざるを得ない。</li> </ul>	
個別論点 管理業務内容・自主事業内容	指定管理を継続する場合は自主事業で収益を上げる事業計画に改善すべき。	ご指摘の内容について、盲人ホーム本来の設置目的と運営状況の整理、検証を行うとともに、収益確保につながる自主事業の検討、実施を法人に求めていきます。	令和6年度より		
まとめ	この施設を譲渡するのか、または効率的に運営するためにも統合するなど検討するべきで、この施設をこのまま市が所有し続けて指定管理料を支払い続けることは好ましくない。	盲人ホーム本来の設置目的と現状の整理、検証を行い、今後の見通しや事業計画、職員配置等、法人と協議を行い、施設の在り方、方向性を検討していきたいと考えます。	指定管理期間中(令和7年度末までに)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国から昭和37年に「盲人に対する福祉行政」との通知が出され設置が促されている。盲人ホームの設置主体は、都道府県、市および社会福祉法人に限るとあることから、必ずしも市が設置しなければならないのかとの見方もできる。</li> </ul>	
				<p><b>【その他附帯意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政が視覚障がいの方を雇い入れて、労働のロールモデルを作らなかったことも視覚障がい者の雇用が広がらない原因と考える。視覚障がい者の自立支援を目的とするならば、市でも視覚障がいの方の雇い入れの検討も必要だと考える。</li> </ul>	
②諮問時の視点(事務局)				④総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設であることについて</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい者の就労機会は限られている中で、本来自立支援のための施設に特定の方が10年以上も勤務していることは設置目的からも健全ではない。</li> <li>対応方針に「職員配置等の方向性を検討」とあるが、もはや公の施設としての意義を問われている。</li> <li>社会事業協会が運営することも法律上できるという状況もある。現状では公の施設である意義が失われていると言わざるを得ないため、令和7年度末までには施設のあり方を検討されたい。</li> <li>国や県からの補助金があるとはいえ、150万円は市の財源である。ならばこの150万円を充てて行政が視覚障がい者を直接雇用、若しくは民間で雇用した場合の補助等を行っていく方が、周辺企業への影響を考えて有効と言えるかもしれない。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	公募内容・選定方法・公募結果	条例上はあくまで非公募は例外規定なので、原則公募である必要があるのではないか。	地区市民センターは、「伊賀市自治基本条例」において、住民自治協議会の活動拠点として位置付けているため、住民自治協議会が管理運営することによって、当該施設をより効果的に運営できることが期待される。このため、公募によらず「伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に規定する『指定管理者の候補者の選定の特例』を適用しているものである。	公募しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治協議会（以下、自治協）の活動拠点として制度が導入された中で、実際に試行錯誤しながら、よりよい施設管理と自主事業の中でコミュニティビジネスにつながればいいと話であれば、非公募の選択肢も考えられる。</li> <li>・先駆けて取り組んでいる地域の方達をロールモデルとして、それが刺激となって手を挙げる自治協も出てくる可能性がある。</li> <li>・公募したところで他の自治協が手を挙げることは考えられない。</li> <li>・自治協には、まちづくりに対する自主自立のために、自治基本条例で大きな権限を与えられている。権限を与えられている組織であるから、管理することは当然であると考え。</li> <li>・今の指定管理者制度は必ず公募が原則で、5条適用も非公募とは解釈すべきではないと言われている中で、今の指定管理者制度で施設管理していくのであれば、公募と非公募の枠についても全庁的な検討事項になってくると考える。</li> </ul>
	管理業務内容・自主事業内容	伊賀市のどこに住んでいる方でも利用できないといけない施設なので、様々な人が利用できるような取り組みを進めていただきたい。	すべての地区市民センターは伊賀市のどこに住んでいても利用できる施設として運用している。	実施中	
					<p><b>【その他附帯意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施設は、団体による会議の利用も多い。ホールは使えないが、小会議室の使い勝手が良い。外国籍の方が結婚披露パーティや誕生日パーティに利用されている。食事も出来るので収益化できるはずである。条例を変えて使用料を徴収することも考えられる。</li> <li>・38か所ある施設について、使用料を徴収しているところ、徴収していないところを一覧表にして比較検討されたい。</li> </ul>
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益が伴わない地区市民センターへ指定管理者制度を導入することについて</li> <li>・専門家チームからの指摘事項と対応方針の内容について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家チームからの地区市民センター数に対する意見については、古くからの地域のつながり等を様々な考えた結果であり、住民自治が根付くための拠点としては妥当であると考え。</li> <li>・開館時間の調整など住民ニーズへの柔軟な対応ができており、行政直営では困難な点にも対応できていることから一定の評価はできる。</li> <li>・各地区市民センターの収益性は異なるため、施設ごとに収益化につながる施策(例:自治協による自主事業の実施、利用料金の設定など)を検討されたい。また、自治協の創意工夫、収益性を奨励するためにも条例を改正されたい。</li> <li>・市自治基本条例では、住民自治の活動拠点の位置づけがあることから地域の自治協から手を上げてもらうことが基本であり、そのためには、非公募という選択肢も必要となる。</li> <li>・指定手続等条例では、第5条の解釈に問題があり、非公募も可であることが明確に読み取れないため条例改正を前提に、非公募による住民自治協議会の参画が行われるような仕組みとされたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	決算内容	(島ヶ原会館に関して)報告書内で利用実態が理解できるように、作成の仕方を改善していただきたい。	毎月提出される利用実績をもとに、年間利用実態が把握できるよう作成内容の改善を求める。	本年度中 (今年度分の実績報告書作成時 ま)	
	管理業務内容・自主事業内容	(両施設に対して)収益性が上がっておらず、指定管理者制度を導入する目的が果たせていないため、利用料をとるなど収益性のある施設にするべきである。	【小田地区市民センター】 施設そのものの設置目的からは収益性を高めるものではないと考えているが、今後の受益者負担の考え方から、利用料金のあり方は今後検討したい。  【島ヶ原会館】 既に利用料金の徴収はしているが、より収益が上がるよう広く市民に利用してもらうためのPR等工夫を行う。	【小田地区市民センター】 令和6年度末  【島ヶ原会館】 今年度中	
	積算根拠	(島ヶ原会館に関して)指定管理料の見直しがなされていないことは問題であるため改善すべき。	積算根拠の精査を行い、指定管理料を見直す。	令和7年度末	
	今後の方向性	地域自治に指定管理者制度を持ち込むべきではない。新たに導入を検討している場合は、再考すべきである。	伊賀市では自治基本条例に基づく伊賀流自治を推進しており、地域の実情に応じて住民自治協議会自らが管理運営を行うことが、住民主体のまちづくりを推進するための一つの有効な手段であると考えている。 なお、市として今後も希望する地域があれば導入を推進していくが、定期的にその効果や課題の検証を行っていくこととしたい。	実施中	
	今後の方向性	指定管理制度導入中の案件については、人事やお金の問題を起こさないために、ガバナンス確立に向け市の管理体制やルールを整えるべきである。	住民自治協議会の指定管理に関わる部分については、年2回のモニタリングや年度末の決算報告、また日々の事務連絡を通じて適切な管理・運営がなされているか確認を行っている。	実施中	
	今後の方向性	地域自治組織に対する支出に関しては、一つ一つの報酬費、指定管理料、補助金・交付金、これを細かく見ていって積み上げ型の積算となるよう改めるべき。	指定管理料は、必要な経費の積み上げによる積算を行っている。また、住民自治協議会に対するその他の補助金については、当該地域から事業計画に基づく収支予算の提出を義務付けており、その内容が適切かどうかの審査を行い交付している。 地域包括交付金に関しては、住民自治協議会が地域まちづくり計画に基づき主体的に地域の課題に応じて事業化することから、積み上げ型の積算はなじまないと考えている。 なお、指定管理料、補助金、交付金のいずれについても、事後に支出内容等適切な使われ方がなされているかの確認を行っている。	実施中	
					【その他附帯意見】 島ヶ原会館に関して ・島ヶ原地域まちづくり協議会(以下、自治協)の活動拠点が島ヶ原会館であり、地区市民センターが別にあるということは、地区市民センターを自治協の拠点とする市の方針とそぐわないと言わざるを得ない。 ・同じ地区に似た施設があることは、人口減少の中で、効率的に使用できているのか疑問である。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益が伴わない地区市民センターへ指定管理者制度を導入することについて</li> <li>・専門家チームからの指摘事項と対応方針の内容について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田地区市民センターは、西柘植地区市民センターと同様に、自治協に指定管理を委ねることについてクリアにすべき条例上の問題等がある。地域連携部や総務部と共に整理をしたうえで取り組まれない。</li> <li>・島ヶ原会館は、この施設が自治協の拠点となっており、市全体のルールと異なっているため、施設の統廃合を含めた住民自治の活動拠点としての方向を整理されたい。</li> <li>・令和6年度末までには島ヶ原にある多くの施設の方向性や、その中で地区市民センター、島ヶ原会館の位置づけを明確にされたい。</li> <li>・見通しを立てることが必要であり、先延ばしされないためにも、それぞれのマイルストーンを明確にしたうえで取り組まれない。</li> </ul>

部局対応方針					行政事務事業評価審査委員会
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
個別論点	公共施設マネジメント(最適化)	相乗効果を生むために、周辺の他の文化施設など複数の施設を一体的、一元的に管理運営すべきではないか。	複数の施設の一体的、一元的な管理運営体制を作るには、現状、指定管理期間が異なり、更新時期がばらばらの状態では各課での検討が難しいため、指定管理者の選定委員会等の意見をいただき全庁的に今後の管理運営について検討が必要と考える。 参考:文化財課 指定管理の対象施設のうち、赤井家住宅については国登録有形文化財であり、当課でまとめることを検討します。		・利用客を一つの施設に留まらず、街中へ回遊できるような仕組みづくりを検討されたい。 ・周遊の企画を作る際に、赤井家住宅が別個の指定管理だとやりづらい。よって専門家チームからも他とまとめて指定管理する旨の指摘が挙がっている。対応方針には全庁的に検討と記載されているが、そうではなく中心市街地推進課が中心となって、文化財的な要素も踏まえて主導していかなければ絵にかいた餅になってしまう。中心市街地推進課にはその点を担われたい。
	公募内容・選定方法・公募結果	「一者しか出来ない」環境は発注者・受注者の関係性をいびつにする可能性もあるため、非公募は改め、公募としたうえで、複数の申し出があるように工夫するべきである。	指定管理による管理を続ける場合、非公募ではなく公募でおこなうことを検討する。	令和5年度末	
	成果指標	稼働率は、午前、午後、夜間、全日などコマ数でパーセンテージを算出するように見直すべき。	稼働率について、午前、午後、夜間、全日などコマ数でパーセンテージを出すことを指定管理者と協議をおこなう。	令和5年度末	
	その他	愛知県内のある指定管理施設では茶室の一服体験250円を行っている事例があり、年間120~130万円ほどの収益があるので他市事例も含めて参考にしていきたい。	指定管理の先進事例について自主事業に取り入れられるものがないか、指定管理者と協議をおこなう。他市の参考事例について良い事例があれば情報をいただきたい。	令和5年度末	
	今後の方向性	収益増につながるようなスキームを検討するべき。	指定管理者との協議により自主事業で収益をあげられるような取組ができないか検討をおこなう。市内他の指定管理で参考事例があれば情報をいただきたい。	令和5年度末	・歴史的な場所であり忍町に立地していることから、施設の設置目的に観光の要素もあつたらよいのではないかと活用するのであれば無料ではなく、維持管理費が賄えるような運営にすればよいと考える。 ・この施設では、立派な作品展を開催していることから利用料を徴収できると考える。
					<b>【その他附帯意見】</b> ・文化財施設を大切にしたい視点と、一方では活用したい市民もいるので、施設の情報を共有、発信していくことについて力点を置かれたい。 ・文化財を次の世代へ引き継ぐときに市として一本化した方向が大事なので、文化財の保護と活用について市の基本方針を検討されたい。
②諮問時の視点(事務局)				④総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種同類の複数施設の一体的、一元的な管理・運営について</li> <li>・施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局の対応方針に前向きな改善の意欲がうかがえる。そのためにも他の文化財の利活用とスケールメリットの追及に向け、文化財課とも連携して、街中回遊できるようなスキームのもと公募されたい。</li> <li>・指定管理期間が異なることについて、どのように調整するかを他部門と調整し、早急に取り組まれたい。</li> <li>・多角的な視点で施設の情報を共有、発信されたい。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	公共施設マネジメント(最適化)	指定管理の対象施設に関して、横断的にまとめられるものはまとめて、スケールメリットを活かすとよいのではないかと。	複数の施設を横断的にまとめるためには、現状、指定管理期間が異なり、更新時期がばらばらの状態であるため調整が必要となりますが、指定管理の対象施設のうち、赤井家住宅については国登録有形文化財であり、当課でまとめることを検討します。	次回包括協定時	・赤井家住宅を含めて公募し、民間の知恵やノウハウを入れる方向を目指すこともあり得る。
	公募内容・選定方法・公募結果	公募により文化都市協会や民間企業等多数の条件を比較し収益向上につながる業者を選定すること。	文化都市協会は、市の文化芸術活動を担う組織でもあり、文化財施設を活用したさまざまな取り組みを進め、収益・集客だけでな市民文化の向上に寄与している。実施している各種展示やイベントは、これまで蓄積したノウハウや人間関係の上に成立しているものであり、今後も継続的に展示やイベントを実施するためには公募による募集は適切ではないと考えます。	次回包括協定時	・指定管理者制度の原則は公募であり、その上で実績や背景を踏まえた評価で審査すればよい。
	積算根拠	指定管理料は文化都市協会の見積もりだけに頼るのではなく、市が査定し決めること。	指定管理料の収支予算について、必要に応じて積算根拠資料の提出を求めた上で、市においても独自に積算するとともに、査定ヒアリングを実施する体制とします。	令和5年度末	
	成果指標	文化財は今後も増える傾向にあるなかで、高い収益目標を設定すべき。	文化財の価値を維持しつつ、ユニークペニユの導入を促し、収益性の高い事業の提案を求めます。	令和5年度末	
	管理業務内容・自主事業内容	指定管理業務には文化財の活用も含まれており、自主事業ではない。仕様書を改善して指定管理業務として何を求めるのかを明示したうえで、収益化、集客増につながる提案をさらに指定管理者(文化都市協会)に促すべき。	仕様書を改善し、指定管理業務を明示するよう検討します。その上で収益化、集客増につながる事業を提案させて高い収益目標を設定できるようにします。	次回包括協定時	・お金を払っても良いという価値が提供できていれば解決することだと思う。これが指定管理者制度のいいところである。その辺りを上手に活用されたい。 ・赤井家住宅、崇広堂、入交家住宅が伊賀にとっての美術館的な役割になっているのではないかと。これらの施設を美術館と捉えて周遊するイベントがあってもよい。 ・収益やサービス向上が見込まれることが大事という前提の上で議論している。関係課とも相談の上、速やかに方向性を見出されたい。
					【その他附帯意見】 ・外部モニタリングは、手続き条例の中で設置が必要だと考える。専門家チームからは選定委員会がその役を担う考えもあるとのことだが、同じメンバーでなく、様々な視点や専門性をもつ評価員が、施設毎に外部モニタリングを実施することが必要である。 ・施設の特色を出し、集客するだけでも難しいのに、多くの施設を管理することで似た色、全館通して同じ手法となることが懸念される。個々の施設がアピールでき、個性が出るような形にしてほしい。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募すべきという指摘事項と対応方針について</li> <li>・自主事業の提案等、公募による競争性の余地について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募による審査を原則とし、応募者の実績や背景を評価して選定されたい。</li> <li>・来年度には赤井家住宅を含めて公募されたい。</li> <li>・民間の知恵やノウハウを活かす方向を目指すことも考えられるため、収益やサービス向上を前提に関係課との連携により迅速に方針を決定されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
モニタリング内容	個人情報管理を徹底すること。管理について市も関与し、状況を把握すること。	全ての放課後児童クラブに対し、個人情報保護法について改めて周知します。あわせて、具体的な事例を示しながら、個人情報の管理について徹底します。	対応済		
今後の方向性	利用者の予測がしづらく、利用料の設定が厳しいのであれば、利用料金制度を改めるべき。	利用料金制度について、これまで検討したことがなかったため導入の可否について検討を進めて参ります。ただし、利用料金を市の一般会計で収入してしまうと、指定管理者がコストを削減したり利用者確保したりといった努力面に影響が及ぶことが推察されます。また、民間に任せられている行政事務を敢えて引き上げて市が持つことは業務増となり、人員配置等様々な影響を及ぼすことが考えられるため、慎重に判断したいと考えます。	原則公募による運用を確立するまで		
今後の方向性	配分金や積立て金は指定管理の決算で見たことが無い。決算書を精査するべき。	配分金や積立金の使途が不適切ではなく、表記の問題で使途不明な印象を与えることから、該当指定管理者には連絡し、次回の決算書提出時からは表記の修正または説明の追加を依頼します。	対応済		
決算内容	団体の損益計算書も入手し、未払い金や未収金の確認が必要である。	ご指摘のあった損益計算書について、入手するように手配いたします。なお、指定管理者が損益計算書を作成していない場合は、未払金及び未収金の有無について確認して参ります。	現在対応中 年内には確認完了予定		
今後の方向性	最終的に民営化を目指すべき案件と考える。公募により民間を選定し実施すること。また事故への懸念もあるため、専門とする民間への委託を手法を含めて検討すべきである。	まずは指定管理者制度の公募制度を活用し、広く指定管理者を募集できないか検討します。 4月1日に子どもたちを取り巻く環境が大きく変わるという放課後児童クラブの性質上、単年契約にすることで毎年同じ4月1日から施設管理者が変更となることにはリスクがあるという考えを払拭できずにいます。指定管理者制度の長所を十分に活用し、公募の条件に事故等への対応など専門性についてしっかりと言及した上で募集していきたいと考えています。専門とする民間が参入してきた時点で、改めて業務委託なのか民営化なのかなどを検討して参ります。	令和7年度の公募から(令和6年度では民間の検証が十分ではないため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の受け皿として、例えば「虐待等に対応できるところが手を挙げるまでは公営でやるしかない」、といった公設で実施する明確な理由を整理する必要がある。</li> <li>・公募は行う必要があり、公募したうえで選定した指定管理者が十分に施設運営を出来る環境が出てきた際には民営化するという説明を明確にすべきである。</li> </ul>	
				<p><b>【その他附帯意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率は非常に大事であり考えるべきことだが、子どもの心情や環境が変わることへの不安は大きい。保護者の意識も確認してほしい。本当に保護者が求めているのか、メリットデ・メリットも考えてほしい。</li> <li>・これからの将来を担う子どもの福祉は、収益では測れないので、子どもたちを育てることを一番大切にしていきたい。共働きが増え、これから先のことを考えると必要な施設であり、市や専門家が目を光らせる場所であってほしい。</li> </ul>	
②諮問時の視点(事務局)				④総括	
・民営化にするべきという指摘とその対応方針について				<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募は早期に実施されたい。</li> <li>・民営化しないのであればその理由、公の施設として運営する理由を市民にも説明できるようにされたい。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見	
決算内容	菜の舎に係る決算書類だけでなく、さらに交付先団体全体の決算書類を取得すること。	市は交付先団体(大山田農林業公社)の出資者のため、ご指摘の決算書類は取得済みです。	済		
公募内容・選定方法・公募結果	指定管理は一番目的に合った企業を公募で選ぶべきである。競争性をもたせ公募して選定すること。	次期に当該施設を指定管理する場合は、施設の目的に合致した企業を公募することを含め包括的な改善の検討を行います。(今期指定管理期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日)	令和9年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度を継続するのであれば、菜の花プロジェクトや資源循環型事業といった枠組みで広く公募することが必要である。</li> <li>菜の花プロジェクトが開始された時は、大山田農林業公社が様々な製品を売出しPRしていたが、現在は新しい製品や取り組みが見受けられない印象である。非公募による運営が続くと、安泰となり指定管理者の頑張りが見えなくなるのではないかと懸念している。競争の原理が働くことで、商品が生きてプロジェクトも活性化すると考える。</li> </ul>	
成果指標	事業継続の判断基準は公社利益の目線ではなく、市民にとっての目線であるべき。成果指標が搾油量というのは改めるべきである。	当該施設の設置目的である「バイオマスタウン構想」に基づく「資源循環型社会の構築」を目指し、現在市と地域住民等が協働し「伊賀市菜の花プロジェクト」に取り組んでいます。菜種油の搾油はプロジェクトの基幹事業に位置づけられ、官民が連携し当事業を積極的に推進しています。このなかで、指定管理者はプロジェクト推進協議会の中心的役割を担っています。市の特産農産物である菜の花や、IGAMONOIに選ばれている菜種油の製造は、菜種耕作者や消費者、また油滓を肥料に活用する農家等の利益に寄与するものであり、また景観用菜種を耕作放棄地で栽培することで荒地の減少にもつながります。以上のことから、事業の成果指標を搾油量とすることは一定の合理性があると考えられるため、現状のままとしてほしい。	-		
公募内容・選定方法・公募結果	団体に拠点を与えることは改めるべき。必要であれば使用料を徴収すること。	菜種油を搾油することで、資源循環型社会の構築を目指す取り組みを指定管理者が担っている側面があります。市民等から持ち込まれた菜種を指定管理者が買い取っていることから、特定の事業者が自社の利益追求のみのために指定管理施設を占有しているとは言えません。また、包括協定書の規定により、指定管理者は自主事業を実施することができ、かつこれは当該者の受益を妨げるものではありません。(ご指摘にある「使用料」は、誰が、誰に、何の役務に対して支払うものかが不明です)	-		
積算根拠	施設の維持管理に本当に把握している人工が掛かっているのか確認が必要である。そのためにはセグメント化された決算書類等で管理し、事業の継続性も含めて指定管理料の適正さについて検証するべきである。	現在、関係団体と連携し指定管理者の経営に関する検証と助言を継続的に実施しています。当該施設の運営に関しても同様に、施設維持管理や人工、人件費の妥当性等に厳しい目が向けられており、指定管理料の適否を含めた総合的な検証を今後も継続していきます。	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>この施設の指定管理業務は菜種の搾油との説明であるが、決算書には農作業事業収入の記載があり、菜種の刈取りも行われていることになる。大山田農林業公社として実施している事業と、公の施設として実施している事業が切り分けられていないため、指定管理料の妥当性も不明確である。</li> </ul>	
まとめ	一部のものしか利用できない状況では公共施設として疑義がある。政策的に必要な団体であるならば補助金等を交付するなど、事業そのものを考えなおすべきではないか。	搾油設備の操作は専門的な技能を要し、また衛生面からもこれを市民が自ら行うことは現実的ではありません。しかし、市民が栽培した菜の花(菜種)を持ち込んで、压榨・精油した油を持ち帰ることができ、施設の利用は広く市民に開かれていると考えられるため、公共施設としての要件を満たしております。本指定管理の主目的は施設管理であるため、補助金等への変更については慎重に検討していく必要があると考えます。	令和9年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>この施設で行われていることは、菜の花の搾油であり、菜の花プロジェクトや資源循環型事業の視点では非常に狭い範囲である。委託か補助金事業とすべきであり、そもそも指定管理で実施する事業ではないと考える。</li> </ul>	
				<p><b>【その他附帯意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報紙には年に1度ほど菜の花プロジェクトに関する記事が掲載されているが、今の時代に合った先進的な取り組みのため、全国に向けて広報に力を入れられたい。</li> <li>菜の花プロジェクトは素晴らしい取り組みであるが、この施設だけが指定管理となっていることに違和感がある。</li> </ul>	
②諮問時の視点(事務局)				④総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的との現状との整合性について</li> <li>指定管理者制度の導入と公募について</li> <li>成果指標や公募の必要性など、指摘事項とその対応方針について</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>大山田農林業公社でしか担えない事業、業務であるならば、指定管理者制度ではなく、施設を大山田農林業公社に移管して管理運営する方が現実的であり、その方が責任をもって担ってもらえる可能性がある。</li> <li>次の期には指定管理者制度による公募だけでなく、施設を移管することも含めて検討されたい。</li> <li>市の公共施設として保有し続けるのであれば、製油量や作付面積、決算内容などの情報は市として把握しておくべきであり、その上で管理のあり方を検討されたい。</li> </ul>	

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	指定管理者制度の導入目的	仕様書に運営業務の内容が記載されていないため明確に記載すべきである。また、施設を使ったイベントの実施は、施設の設置目的を達成するために実施するものであるため自主事業ではなく、指定管理事業として位置づけるべきである。	次期に当該施設を指定管理する場合は、仕様書に運営業務の内容を明確に記載します。また、自主事業についても、指定管理事業として位置付けるよう修正を行います。	令和8年3月31日	・地域活性化や伊賀の素晴らしさにつながる事業を仕様書に踏まえていただきたい。この施設により何を実現させたいか、成果は何かということを明確にされたい。
	公募内容・選定方法・公募結果	公募したうえで民間事業者に競争性を持たせるスキームを検討すべきである。	次期に当該施設を指定管理する場合は、公募する方向で検討を進めます。(今期指定管理期間: 令和3年4月1日～令和8年3月31日)	令和8年3月31日	・広く公募の上、この施設でしか体験できないようなキャンプを提供してくれる指定管理者のもとで運営されることが望ましい。
	モニタリング内容・決算内容	1年に1回は実地棚卸しを実施されたい。また、モニタリングの中で、前年度と増減の大きいデータは必ず掘り下げるべきである。	現状では、決算内容を基に次年度の計画を立てているところではありますが、より実状に合った計画が立てられるよう棚卸しを実施し、精査に努めます。	令和6年3月31日	
	決算内容	指定管理料ががどの事業に充てられたかを把握するために決算書類を作成する際には、指定管理料と自主事業のそれぞれで掛かったコストを明確にされたい。また、その際には公金がどの事業に充てられたのかの把握に努めるべき。	指定管理料と自主事業のそれぞれの掛かったコストを明確にすることは可能ではありますが、人件費については、明確にするものが困難な作業もあり、その点も含めて検討を進めます。	令和6年3月31日	
	まとめ	建物の維持管理だけでなく、施設の設置目的の達成につながるソフト事業も含めた指定管理事業を行うべきであり、地元と民間事業者が双方の強みを生かした運営手法を検討すべきである。	現状としては地元の色が濃くなっていますが、既に都市住民との交流も実施しており、より良いものにするためには、民間事業者との連携も強化するとともにそれぞれの強みを生かした運営も必要であると考えられるため、検討を進めます。	令和7年3月31日	・現在の指定管理者である認可地縁団体種生区は、地域の活性化と移住者増加に貢献しているとのことからも、コミュニケーション力、地元の情報力を有した団体である。
					【その他附帯意見】 ・この施設を運営することで、どれくらい都市部との交流があり、どれくらい地域が活性化しているのか、地域が潤った、地域振興が深まったという効果測定が必要であり、評価に項目としてあげるべきである。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
・指摘事項とその対応方針について					<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の団体ありきの管理運営は、指定管理者制度の主旨になじまないのを見直されたい。</li> <li>・施設の効果をより高め、交流や地域の活性化に資する目標のためには民間事業者等の知恵を活用すべきであり、広く公募されたい。</li> <li>・地域の人材やノウハウを活用するのであれば、地域が関われるような仕様書とした上で公募することを検討されたい。</li> <li>・利用者のニーズを把握した上で、その利点を生かした広報活動に取り組まされたい。</li> <li>・この施設の運営による都市部との交流や地域の活性化の効果を評価するために、効果測定や評価項目を設定されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	指定管理者制度の導入目的	指定管理者制度にはそぐわないので、無償譲渡が可能なか確認するなど別の方法を検討されたい。また、公共施設としての役目を終えたなら廃止して除却するのが望ましい。	当該施設を建設するに至った経緯、財源とした補助金等、耐用年数等詳細を把握し、基本無償譲渡に向けて、その可否、可能であればその手法・実務について調査・検討を行います。 また、上記調査の中で無償譲渡より適切であると認められる手法があれば、採用します。	令和8年3月	
	決算内容	現状として、包括協定書内では業務報告書の提出が求められているにもかかわらず業務報告書が提出されていないことは問題であるため、必ず業務報告書の提出を求めるべきである。	当該指導を受け、令和5年8月21日付けで指定管理者より、令和4年度の施設の利用状況等に関する業務報告書の提出を受けました。 今後も指定管理者と協議の上、より業務等の詳細が判断できる報告書の提出を求めていきます。	令和5年8月21日	
					【その他附帯意見】 ・指定管理料を支払っていないため、市としての関与が限定的と見受けられるが、農林業等の産業振興を目的としているので、その目的に沿った利用がされていないのであれば課題である。施設の位置づけや所管のあり方を見直す必要がある。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
・指摘事項とその対応方針について					・指定管理の期間が終わった後、無償譲渡できるのであれば地元と調整し対応されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	管理業務内容・自主事業内容	仕様書の業務内容について、指定管理事業と自主事業の明確化がなされていない。自主事業についても仕様書に記載すること。	来訪者サービス・満足度向上を目的とした営業活動や自主事業を実施することは、事業者の自主的な経営努力を促し、利用者数の増大につながることを期待される。そのため、次の指定管理者の更新時の仕様書では、指定管理業務と自主事業を明確に記載する。	次の指定管理者の公募開始までに(令和7年度中)	・この施設での観光振興への取り組みは、本来の設置目的と異なるものである。指定管理者が自主事業を実施することは構わないが、自主事業であれば忍者変身処としての使用が無償となっているのはおかしいと言わざるを得ない。減免する理由が見当たらない。
	積算根拠	ソフト事業に対して必要費用が積算されなければいけないが、ほぼ人件費のみと見受けられる。団体からの言い値ではなく、積算根拠は確実にすること。	現在の指定管理者募集要項は、維持管理業務に関する内容が中心になっているため、次の指定管理者更新時は募集要項の内容を見直し、ソフト事業(イベント企画・立案)に重点を置いた項目を追加する。具体的には、指定管理業務の一つとして、新たに利用促進事業を設け、情報発信、利用者の新規獲得・リピーターの増加につながるサービスについて提案させ、選定評価対象にすることで、ソフト事業を充実させていく。	次の指定管理者の公募開始までに(令和7年度中)	
	その他	直営や公共的団体が実施するよりも、建物の管理運営に長けた事業者任せにすべきであり、観光協会が管理運営することが最適なのかを検討する必要がある。	公共施設最適化計画で施設の方向性は「民営化による縮小」と位置付けられているため、中心市街地のエリアマネジメントと合わせ民間活力の導入等を検討する。	次の指定管理者の公募開始までに(令和7年度中)	
	決算内容	指定管理料に対する人件費(退職引当金)なら問題ないが、指定管理業務にそぐわない職員、観光協会の職員の人件費を充てているとしたら問題であるため、精査すること。	指定管理料の給与手当及び退職給与引当金は、だんじり会館の正規職員2名分の金額であるため、実態に照らし適正な会計処理が行われている。なお、令和3年度までは指定管理料で正規職員2名を支払っていたが、新型コロナウイルスによる来場者数の更なる減員と、光熱水費の高騰継続によって管理費が圧迫されていることを受け、令和4年度から勤務体系を見直し、正規職員1名分の給与手当の金額を管理費に充てるため、正規職員の代わりにパート職員を雇用することで対応を余儀なくされている。施設の目的施設運営を行うためには正規職員は2名を配置すべきと考えられるため、指定管理者の更新時は、適正な人員配置を前提とした積算を行うこととしたい。	次の指定管理者の公募開始までに(令和7年度中)	
	その他	観光協会は他の業務をしているにもかかわらず、本拠地をだんじり会館としているのはおかしい。本来であれば使用料を徴収すべきである。			
	決算内容	本来は、指定管理者が第三者に貸し付け、その利用料は指定管理者の収入になるべきものである。指定管理料の算定に不明瞭な部分があるので精査すべきである。	観光協会が事務所として使用している分の光熱水費は面積割により観光協会が自主財源から負担しているため、指定管理料から支払われていない。また、観光協会の事務所スペースは、観光振興を目的とした業務を実施していることから市が行政財産目的外使用を許可し、且つ、使用料は減免している。		・地場産買物処は、条例で定められた利用料金40万円に減免措置を適用した後の1/5が利用料金として収入されている。現在、買物処に出店している事業者がおり、伊賀上野観光協会の会員となり年会費を払っている方がスペースを利用して土産物を置いている。この事業者の売り上げの一部が伊賀上野観光協会に入るはずである。この売上金と年間の利用料収入96万円を相殺した場合に、伊賀上野観光協会が収益を得ているのであれば、減免の必要性に疑義が残る。この点を明確にするためには、様々な情報を明らかにする必要がある。こういった事情を把握せずに減免していることは如何なものか。
	その他	指定管理料の積算根拠、それがどこに充てられているのかを精査すべきである。			
				【その他附帯意見】 ・施設の位置づけを観光施設とするのであれば、だんじり会館条例を改正しなくてはならない。だんじりは郷土文化であり、そのための施設であるならば、上野天神まつりのだんじりの特徴や意義を発信できないと郷土文化の振興に寄与していると言えない。 ・だんじり体験などを観光に活用できるとよい。 ・継続顧客の工夫を検討されたい。 ・令和7年度中には次の公募をすることになるので、遅くとも令和6年度中に条例改正も含め方針を検討されたい。	
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの在り方について</li> <li>・施設設置者としての指定管理施設への関与の在り方について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・市として施設の位置づけを再度検討し、施設のあり方を明確にされたい。</li> <li>・そのうえで、指定管理事業と自主事業を区分し、利用料の減免についても、改めてその必要性を整理されたい。</li> <li>・整理の期限は、令和6年度中に終わられたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針に対する意見
	公募内容・選定方法・公募結果	市の設置目的を具体化するために、どういった事業をしていただきたいのか、これを募集要項や仕様書に記載すべき。	民間運営への移行のため現在事業者公募を実施している。事業の内容は応募事業者の企画提案によるが、道の駅の機能維持を公募の条件としているため、事業者選定の際、これに基づく企画提案がなされているかを審査し、設置目的が達成されているかを確認する。	事業者選定まで	
	決算内容	決算書は円単位、セグメント別での作成とすること。赤字経営のためサービスに影響が出ているか市で確認すること。	今年度決算までに指摘事項を伝達し、円単位での決算書作成を行う。	年度末まで	
	その他	市の所有のものは年に1度は市で棚卸しを実施すべき。	民間活用事業による運営主体の変更を見越し、棚卸しを実施したうえで公募により選定された事業者と備品の取り扱いについて協議する。	(棚卸し)事業者選定まで (事業者協議)事業契約成立まで	
	施設の目的	非常に安いテナント料で地域に貸し出しているという風に見られられないため、細かい収益構造を確認、指導し、指定管理料に頼った運営とならないよう指定管理料の積算をするべき。	民間活用事業により運営主体が民間事業者となることで、テナント料については事業採算や周辺相場等を勘案して設定される予定となっている。	事業者移行まで	
					【その他附帯意見】 ・伊賀市全体での北の玄関口の視点が必要である。 ・地域振興においては、集客と収益が重要であり、それによって地域の方々も参画し、雇用も生まれ、自然と活性化が促される。
②諮問時の視点(事務局)					④総括
・指摘事項とその対応方針について					・民間活用事業への移行にあたっては、「施設周辺の地域振興だけではなく、伊賀市全体としての効果を見据えた運営」といった視点を反映のうえ進められたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	公募内容・選定方法・公募結果	非公募を改め、市民サービス向上させるためにはどの事業者が良いのかという視点で選定し、協同組合には事業面で連携するのが望ましいのではないか。	今回の更新時には公募を前提とし、市民サービスを向上させるという視点で指定管理者候補者を選定する。その結果、現受託団体である伊賀焼振興協同組合以外の団体に任せるといことになれば、国が認定した伝統工芸士らで構成する唯一無二の団体である伊賀焼振興協同組合に事業面で連携してもらえるような制度設計を検討する。	令和10年5月末まで(指定期間の最終年度における管理運営の検証まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀焼は陶芸家間での知名度はあるが、作陶を目指す人々の利用が足りていないように見受けられる。公募するのであれば、そういった方々へのPRを含めた仕様に見直した上で公募を実施することで、より全国的に人材やノウハウを集められると考える。</li> <li>設置目的を達成するために必要な事項を明確に仕様書に記載する必要がある。</li> <li>周辺の民間施設に多くの観光客が訪れているが、この施設は、素通りしたり駐車場を利用するだけの来客であるように見受けられる。商売上手なお店には人々が集まるので、職人や伝統工芸士だけでなく、販売促進に長けた方が関わってもよいと考える。</li> <li>指定管理者と様々な組織が連携できるよう、市が調整されたい。</li> </ul>
	モニタリング内容	モニタリングで発覚した問題については異常が出てからでは遅い。利用者が困ることになるので、問題が発覚している段階で具体的な対応をするべき。	定期点検等で問題が発覚した場合には、適切な予算措置を検討し、異常が出るまでに早急な対応をとる。 なお、土圧等によりひび割れを起こしている浄化槽については、保守点検業者から崩壊の恐れがあり修繕不可と指摘されているため、令和6年度当初予算に改修工事費を要求する。	随時	
	決算内容	指定管理料のコストをセグメントで区分して指定管理料が足りているのか否かを分析いただきたい。そのうえで以降の指定管理料に反映するべき。	指定管理料の使途を明確にし、指定管理料の額が適切であるかを分析する。	令和6年度の年度協定締結まで	
	決算内容	決算書について、何の事業があつて、どんな支出があつた、どういった収入があつた。ということが全く読み取れない。自己負担があるように見えるが、それもこの内容では本当に指定管理対象施設に対して必要なものなのか不明である。こういうことが分かる決算書を徴収するべき。	指定管理事業としての収支と、自主事業としての収支が分かるような決算書とするよう指定管理者へ指導する。	令和5年度の決算書提出まで	
	まとめ	指定管理事業を受託することと、団体の事務所をその施設に構えることは別の話である。団体全体の事務所を構えるのであれば使用料を徴収しなくてはならない。そのうえでこの団体に減免するか否かの政策判断をするべき。	指定管理施設内に受託団体の事務所を構えることについては、伝統産業の振興及び発展を図るという施設の設置目的と、現受託団体の取組方針が一致していることから、使用料を減免する方向で検討する。	令和5年度末まで	
					【その他附帯意見】
②諮問時の視点(事務局)					④総括
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内団体事務所に対する減免について</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の団体ありきの管理運営は、指定管理者制度の主旨になじまないため見直しが必要であり、指定管理ではなく直営(運営委託)の選択肢も考えられる。</li> <li>伊賀焼は全国的にも唯一無二であることや、伊賀焼振興組合との連携が前提ということも理解できるので、指定管理者制度を継続するのであれば、関係団体が関われるような仕様書とした上で公募することも考えられる。</li> <li>いずれにしても、伊賀焼を市としてどのように位置づけるのかを明確にした上でその趣旨に合った施設管理の在り方を検討されたい。</li> </ul>

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	対応方針等に対する意見
	今後の方向性	団体拠点を与えるための指定管理制度はすぐに辞めるべきである。シルバー人材センターに譲渡、厳しいようであれば無償賃借で検討してはどうか。	高齢法第36条の規定に基づき、地方公共団体の講ずる措置として、市が高年齢者の職業生活の充実、その他福祉増進に資するための活動拠点として設置している施設であるため、他の自治体の事例も参考に、過去のいきさつも加味しつつ、シルバー人材センターと無償賃借について協議・検討する。	令和7年5月末まで(指定期間の最終年度における管理運営の検証まで)	・この施設を高年齢者の活動拠点として設置していることから、シルバー人材センターへ無償賃借することの方針は理解できる。
	今後の方向性	シルバーは市の団体ではない。自らの拠点をかまえることが大前提で対応させること。	上記のとおり、無償賃借についてシルバー人材センターと協議・検討する。	令和7年5月末まで(指定期間の最終年度における管理運営の検証まで)	
					【その他附帯意見】
②諮問時の視点(事務局)					④総括
・指摘事項とその対応方針について					<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の主旨もあり、無償譲渡若しくは無償貸与、無償賃借という方向は妥当と考える。</li> <li>・市として一定の責任を担いつつ、シルバー人材センターへ委ねていくこととされたい。</li> </ul>